

2023年度埼玉県の施策並びに
予算編成に対する重点要望・提案

2022年10月18日

日本共産党埼玉県委員会

日本共産党埼玉県議会議員団

2022年10月18日

埼玉県知事 大野 元裕 様

日本共産党埼玉県委員会 委員長 荻原 初男
日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

新型コロナウイルス感染症と降ひょうによる農業被害、豪雨災害が発生するなど、厳しい状況の中、県民の命とくらしを守るため奮闘してこられた知事をはじめ職員の皆様には心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

新型コロナ感染症の第7波では全国の新規感染者が1日で26万人を突破し、埼玉県でも1万3000人をこえ、これまでの想定を大きく超える感染者を出しました。しかし政府は、「第8波」に備えた医療・検査・保健所の抜本的な体制強化を行うどころか、医療機関に対して、新型コロナ対応の診療報酬さえ次々と減額しており、無為無策です。一方で物価高騰は食料品、水光熱費など生活必需品を中心に、あらゆる品目にわたり、家計を圧迫しています。このような状況にあって、県民の命とくらしを守るため、さらなる対策を求めます。

世界経済フォーラムが7月に発表したジェンダーギャップ報告書で、日本は116位とされました。分野別のデータをみると、特に深刻なのが政治ですが、経済分野でも前年の117位から121位とスコアを下げるという厳しい結果でした。新型コロナウイルスの感染拡大の影響が指摘されています。いまこそ、ジェンダー平等の埼玉実現にむけて、強力に推進することが求められています。

また、世界各地で、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが起きており、気候危機は緊急に解決しなければならない問題です。埼玉でも、異常な豪雨による災害などが起こっています。日本政府は2030年までに2013年比46%削減目標を決めており、埼玉県政にも思い切った目標引き上げや削減に向けた着実な実行が求められています。同時に、異常気象に対応して、災害対策強化も急務です。

以上のことから、来年度の予算編成にあたっては「Ⅰ、新型コロナウイルス感染症収束、コロナの深刻な影響から県民生活を守れ」「Ⅱ、ジェンダー平等・多様性尊重の社会へ」「Ⅲ、災害から県民の命を守る」「Ⅳ、気候危機を打開するために」「Ⅴ、そのほかの重点要望」という章立てを行い、合計293項目の要望をまとめました。

大野知事おかれましては、知事の公約である「誰一人取り残さない」県政の実現、県政運営の柱として「県民が主語」「県民のための県政」という政治姿勢を今後も断固貫いていただくよう期待するものです。

目次

I、新型コロナウイルス感染症収束、

コロナの深刻な影響から県民生活を守れ・・・ p 1

II、ジェンダー平等・多様性尊重の社会へ・・・ p 4

III、気候危機を打開するために・・・ p 5

IV、大規模災害から県民の命を守る・・・ p 5

V、その他の重点要望・・・ p 7

I、新型コロナウイルス感染症収束、

コロナの深刻な影響から県民生活を守れ

第1、新型コロナウイルス感染症収束のために

1、大規模検査でウイルスの封じ込めを

感染制御のために大切なのは、ワクチン・医療体制整備と同時に、大規模に検査を行い感染動向を把握し、小規模な段階でクラスターを防止することである。特に感染の急拡大期にはPCR検査の重要性はもちろんだが、より廉価で短時間で結果が判明する抗原検査キットを使って、大規模検査体制を構築するべきと考える。

- ① 高齢者・障害者施設の職員の検査については、平時より月2回検査を徹底すること。
- ② 薬局などでの埼玉県PCR検査等無料化事業をコロナ終息まで続けること。スマホ操作が困難な高齢者も検査を受けられるようにすること。
- ③ 感染拡大時には、抗原検査キット等を使い、コロナが収束するまで高齢者・障害者入所・通所施設以外の福祉施設職員と利用者、そして学校、保育所、放課後児童クラブ等の職員や児童生徒園児に、頻回の検査を実施すること。
- ④ 医療機関がPCR・抗原検査を行った際の診療報酬の点数を元に戻すよう国に要望すること。
- ⑤ 診療・検査医療機関＝発熱外来を引き続き増やすこと。
- ⑥ 65歳以下など一定条件の陽性者について医療機関からの発症届がなくなっただけに伴い、発症したにもかかわらず、必要な治療やサービスが受けられない患者を絶対に生み出さないよう全力をあげる。特に陽性者登録が確実に実施されるために、広報・啓発につとめること。

2、必要とする人全員にワクチン接種が行き渡るために

- ① 接種の促進のため、ワクチンの有効性・安全性について情報発信を全力で行うこと。
- ② 副反応相談センターを充実させ確実に医療機関に結び付けること。
- ③ ワクチンに対する信頼を高めるためにも、接種後の有害事象について、原因の徹底究明を行い、因果関係が明確に否定される事例以外は、速やかに補償・救済を行うよう国に強く求めること。

3、自宅療養者の療養環境整備のために

- ① 陽性者のパルスオキシメーター配送・食料支援などを今後も丁寧を実施すること。
- ② 宿泊療養施設の確保を続け、希望者が確実に入所できるようにすること。

4、保健所体制整備と医療体制整備・経営危機への支援を

- ① 2年以上にわたって保健所のひっ迫状態が解決されないまま、より大きな感染の波が起きている。他部署からの応援には限界がある。保健所職員のさらなる増員など、保健所の抜本的な体制強化に本格的にとり組み、公衆衛生活動に日常的に取り組めるようにすること。
- ② 23 保健所と 4 支所を県の責任で復活させること。とくに管内人口の多い朝霞保健所と狭山保健所の分割を急ぎ、所沢保健所を設置すること。
- ③ 入院できずに亡くなる方を二度と出さないために、入院調整にあたっては入院基準の点数を機械的に当てはめることなく、柔軟に対応するよう徹底すること。
- ④ 政府が実施した看護職員等処遇改善事業についてすべての看護師に支給し額を引き上げること。看護師以外の医療従事者にも支給することを国に要望すること。国が実施するまで県として補助を行うこと。
- ⑤ 医療機関が物価高騰に苦しんでいる。このことが医療機関の対応をより困難にしている。さらなる医療体制確保のために、医療機関への財政的支援を行うこと。
- ⑥ コロナ感染拡大当初の受診抑制などにより融資を受けた医療機関の返済が始まる。緊急に県内の医療機関の経営実態調査を行うと同時に、現場の声を聴取すること。経営が悪化する医療機関への支援を行うこと。国にも要望すること。

5、後遺症対策について

コロナ後遺症を診断、治療できる医療機関を増やし、周知徹底すること。

6、社会福祉施設の感染予防対策強化を

- ① 経営への打撃を受けている福祉施設の実態を調査し、財政支援を行うこと。
- ② 保育所について、感染症予防を徹底しながら安心して保育できるよう、保育所の人員配置基準の見直しを国に対して強く求めること。実現までの間、県として独自の人員加配を行うこと。
- ③ 放課後児童クラブの密集を避けるため、ガイドラインの面積基準の引き上げと休養室設置を盛り込むこと。

- ④ 感染疑いのある障害者施設入所者が必要な期間療養できる場所を確保すること。

7、中小企業への支援強化で、感染防止と経済発展の両立を

- ① 全業種に対しての支援金である持続化給付金、家賃支援金を再び支給するよう国に強く働きかけること。また雇用を維持するための雇用調整助成金のコロナ特例も危機収束まで続けるよう国に働きかけること。
- ② 県営住宅入居者の家賃を決める際、埼玉県感染防止対策協力金や給付金は一時的な収入であり、継続的収入とすることは不適切である。収入算定から除外すること。国に対し、協力金・支援金を収入に含めないよう要請すること。

8、芸術・文化の振興のために

県文化芸術活動応援金（仮称）制度を創設し、新型コロナ対策としても文化・芸術活動の支援を行うこと。また応援金（仮称）への県民の寄付など積極的に協力を呼び掛けること。

第2、コロナと物価高騰から深刻な影響を受ける生活困窮者への支援強化を

- ① 来年度も県の「生活困りごと相談会」を4カ所にとどめず、箇所数を広げ、回数も規模も抜本的に増やすこと。
- ② 物価高騰で苦しむ非課税世帯以外の生活困窮世帯に電力・ガス・食料品等給付金支給を行うこと。また行政と支援団体との連携による相談体制の整備を行うこと。
- ③ 学校給食の無償化を進めるため、市町村への助成制度を創設すること。
- ④ 県立学校の生徒に1人1台のタブレットを保護者負担なしで配備すること。全員の配備が不可能な場合、生活困窮家庭の生徒には3年間タブレットを貸与すること。
- ⑤ 国公立高等学校等奨学のための給付金制度について、対象を生活保護と非課税世帯から大幅に広げ、増額すること。
- ⑥ 貸与制の県高等学校等奨学金制度について、返済が困難になった方の返済減免制度対象者を「成績優秀者」「死亡者」から大幅に拡充すること。
- ⑦ 大学・専門学校等に進学するための奨学金制度を創設すること。また国に対し学費を大学や専門学校の学費半額とする制度創設を強く求める。
- ⑧ ひとり親家庭の実態について、調査し把握すること。コロナ禍の中でひとり親家庭に食糧支援や特別給付を実施すること。
- ⑨ 生理用品について、各自治体とも連携して高校だけでなく、小中学校のトイレに継続的に配備すること。また学校以外の県の施設についても行うこと。

- ⑩ 県税の支払猶予や減免を更に拡大すること。県ホームページのトップページに「税金の納税猶予・減免について」をのせること。

Ⅱ、ジェンダー平等・多様性尊重の社会へ

- 1、男女の賃金格差はジェンダー平等にとって要の課題である。県として男女賃金格差の実態把握を進めること。

- 2、県職員女性幹部の登用について

来年度の県職員の人事において、女性職員の幹部への大幅登用を進めること。
中でも、副知事や部長級職員の女性登用をすすめること。

- 3、DVや性暴力被害者支援のために

- ① 性暴力被害者の支援のために病院拠点型ワンストップ支援センターを設置すること。拠点病院ごとにセンターを設置すること
- ② SANE（性暴力被害者支援看護職）の養成を引き続き行い、24時間365日SANEが対応できるようにすること。
- ③ 各市町村に配偶者暴力相談センターを設置すること。
- ④ 若年被害女性等支援事業を開始すること
- ⑤ 婦人相談センターの一時保護所を複数設置すること
- ⑥ スマホの位置情報はオフにするなど守るべきルールを決め、規制を可能な限り緩和すること
- ⑦ 4カ所ある婦人相談センター連携の民間シェルターを大幅に増設することなどすすめ、少女たちを受け入れること。

- 4、性の多様性尊重のために

- ① 県として同姓パートナーシップ宣誓制度の導入を検討すること。
- ② 病院での手術同意や情報提供が家族以外でも可能となるよう、医師会へ働きかけること。
- ③ 県ホームページについて、LGBTQむけのポータルサイトで分かりやすく案内すること。
- ④ 県性の多様性尊重社会づくり条例を全面実施すること。基本計画を当事者の意見も聞き尊重して、なるべく早期に策定すること。
- ⑤ 県性の多様性社会づくり条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成すること。このパンフレットを、民間企業に広範に配布し、学校の児童生徒、とりわけ県立学校生徒にはいち早く配布すること。

Ⅲ、気候危機を打開するために

- 1、早期に地球温暖化対策実行計画を策定し、2050 年カーボンゼロを目指し、国の目標を上回る再生可能エネルギーの発電目標、省エネ目標をもって、県の取り組みを抜本的に強化すること。
- 2、県としてゼロカーボン宣言を行うこと。
- 3、県有施設の再生可能エネルギー推進
 - ① 県営住宅や県立学校などの県有施設において、太陽光発電、小水力発電、地中熱発電等を推進すること。
 - ② 中川水循環センターの下水汚泥発電など、上下水道での発電を研究・検証をし他の施設にも広げること。
- 4、個人住宅への太陽光発電設置や市民発電への助成を復活・拡充すること。蓄電池への助成を拡充すること。
- 5、長野で行っているグループパワーチョイスを研究すること。
- 6、優良な小規模再生可能エネルギー事業へ資金を融資し、自然災害などで失敗した時には、返済を免除する収益納付型補助金制度を創設すること。
- 7、木材利用の拡大は脱炭素社会の実現に資する。公共建築物の木材利用促進や民間での利用促進を関係機関と協力して行うこと。
- 8、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を推進するため助成制度を創設すること。その際農地転用などの認可手続きを簡略化すること。

Ⅳ、大規模災害から県民の命を守る

- 1、流域全体を対象とした治水対策を
 - ① 堤防強化、河道掘削、樹木伐採など河川改修、調節池や調整池・遊水池の整備、低地や公園等の遊水機能を高めるなど流域全体を対象にした治水対策にとりくむこと。
 - ② 荒川第2、第3調節池による上流部の水位上昇が心配されている。堤防強化などの対策を行うこと。関係地域住民には丁寧な対応を行うこと。
 - ③ J R 川越線橋梁架け替え堤防のかさ上げを早期実施すること。
- 2、コロナ禍での複合災害に備える
 - ① 自宅療養中のコロナ患者が避難するために県と市町村が連携すること。
 - ② 避難所における感染防止に実効性ある対策が求められている。（仮称）「埼玉災害時感染制御支援チーム」の創設をすること。

- ③ コロナ禍と自然災害の複合災害に備え、あらかじめ十分な数の避難所の確保や感染症対策用の備蓄が行われるよう市町村を支援すること。

3、被災者の避難と生活再建に全力をあげるために

- ① 防災関連情報が県民に確実に届くよう、特に防災無線の個別受信機を全市町村で配布するために、県として支援すること。同時に防災無線に代わる情報伝達法（SNS、個別電話等）についても市町村と連携して整備すること。
- ② 発災前後のいち早い災害救助法適用のために同法施行令第1条第1項第4号規定を積極的に活用すること。
- ③ スフィア基準などを参考に指定避難所の最低基準を定めること。
- ④ 災害救助法に基づく住宅応急修理制度について、損壊した住宅を被災者が発災直後に修理をした場合も適用されるよう、災害救助法の適用は、発災時に遡及すること。
- ⑤ 災害時、小さな自治体は職員数も少なく、多数の事務連絡・通知が届く中で混乱を極める。住民にいち早く支援のメニューを周知できるように、支援マニュアルや県職員の応援派遣で支援すること。
- ⑥ 被害認定を機械的に行わず、「住宅が住めなくなったら全壊とする」など住宅の実情に沿った柔軟な対応をすること。
- ⑦ 豪雨災害の時代である。埼玉県被災者安心支援制度に見舞金制度を創設し、床上浸水などの被害に支給すること。
- ⑧ 被災事業者や被災農業者への支援制度について、制度の周知や実施事務を急ぐとともに、被災者にわかりやすい相談窓口を設置すること。
- ⑨ 埼玉県・市町村半壊特別給付金制度の積極的かつ弾力的運用を図ること。
- ⑩ 危機管理防災部職員と県土整備事務所職員の増員を図ること。

4、障害者・高齢者などの要配慮者への支援を

- ① 障害者施設災害復旧のための国の補助金には4分の1の法人負担があるが、この法人負担をできる限り減らすよう県として力を尽くすこと。
- ② 避難行動要支援者名簿、個別計画の作成のために市町村を支援すること。
- ③ 浸水想定区域に立地する社会福祉施設の避難計画について早急に策定するよう働きかけること。避難訓練も定期的の実施するよう支援すること。
- ④ 避難指示を障害者、施設に迅速に伝わるようにすること。
- ⑤ 福祉避難所への直接避難が可能となったが実際には具体化されていない。実行性ある福祉避難所への直接避難できる避難計画を作成するよう市町村を指導すること。

5、浸水想定区域の設定にあたって

- ① 開発にかかわる貯留施設等の必要対策量をさだめた埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例について、集中豪雨の時代にふさわしく見直すこと。
- ② 市街化調整区域の開発にあたって、市街化区域への編入など都市計画決定を行う際に、浸水想定を十分考慮すること。

6、土砂災害を防ぐために

- ① 経験したことのないような豪雨が降る時代である。急傾斜地対策の予算を確保し、家屋などが立つ土砂災害特別警戒区域のように危険度の高い順に早急に対策すること。
- ② 土砂災害特別警戒区域は開発を規制すること
- ③ 国に対し、土砂の搬出、堆積に関して必要な規制を行うことができるよう法整備を求めると同時に、県として独自に規制条例を強化すること。

7、県防災計画の見直しを

- ① 豪雨災害の減災目標を「死亡者ゼロ」と宣言すること。
- ② 富士山などの大噴火による降灰被害への対処方針を明記すること。

V、その他の重点要望

【企画財政部関係】

1、埼玉県内の自衛隊基地・米軍基地について 国際情勢の変化の中で

- ① 冊子「埼玉の基地・基地跡地」を復刊すること。
 - ② 基地対策担当の職員を増やすとともに、県内の米軍基地・自衛隊基地の情報把握に努めること。
 - ③ 陸上自衛隊大宮駐屯地内の化学学校での毒ガスの生産・研究について情報収集するとともに、さいたま市とともに事故発生時の対応に万全を期すこと。
 - ④ 米軍横田基地におけるオスプレイの飛行情報などを、県としても監視・調査を実施すること。
 - ⑤ 土地利用規制法について 朝霞基地や入間基地周辺が特別注視区域と指定されかねない。県民のプライバシーなどに関わる情報を国に提供しないこと。同法廃止を国に求めること。
- #### 2、地下鉄7号線延伸事業をやめること。
- #### 3、駅のバリアフリー化とホームドア設置を進めるための施策の推進を行うこと。

4、人口減少により、利水上も治水上も必要性のない思川開発事業からは撤退すること。

【総務部関係】

1、職員について

- ① 全国一少ない職員数を増員し、災害や感染症パンデミックに備えられる人員体制を整備すること。その際正規職員の割合を増やすこと。
- ② 県採用の会計年度任用職員の時給を 1500 円に引き上げること。
- ③ 県からの市町村への職員派遣については市町村の求めに応じて支援すること。職員研修についても相互の職員交流の場などを持つこと。

2、税徴収について

- ① 納税者から納付困難の申し出があったときは納税緩和制度の説明を親切、ていねいに行い、積極的に活用できるようにすること。
- ② 「徴収の猶予」申請は納税者の権利であり速やかに受理し、申請に当たっては国税庁の通達「納税の猶予等の取扱要領」に基づき処理を行うこと。
- ③ 滞納処分にあたっては、憲法・税法・国税庁通達などの法令等を遵守したガイドラインを作成すること。鳥取県児童手当の差し押さえ訴訟の判決を十分に尊重し、滞納整理にあたること。
- ④ 市町村の税務職員を対象とした研修会には、国税長官通達の「税務運営方針」を盛り込み、賦課徴収に関して「国税徴収法精解」の内容を取り入れ、「取り立て」に偏重した徴収業務にならないようにすること。
- ⑤ 市町村が分割納付の際に法的根拠のない「納税誓約書」を強要しないよう指導すること。また、それを盾にした徴収をやめること。

3、私学助成について

- ① 私立小・中学校・高等学校および通信制私立高校における学校運営費助成の増額を行うこと。
- ② 父母負担軽減金の授業料補助額上限を全国平均額まで引き上げること。また年収 720 万を超す世帯にも支給すること。
- ③ 県外に通学する児童生徒の保護者に対しても父母負担軽減事業補助金を支給すること。
- ④ 現在不支給となっている埼玉朝鮮初中級学校への助成を支給すること。

【県民生活部関係】

- 1、男女共同参画センター「With You さいたま」の相談員の正規化をすすめること。
- 2、埼玉会館、県民活動総合センター等県有施設において利用者が Wi-Fi が使えるようにすること。
- 3、埼玉県平和資料館の学芸員や職員を増やし、展示内容を充実すること。指定管理者制度をあらため、埼玉県の直営に戻すこと。
- 4、スポーツ科学拠点施設整備事業における、神根運動場内の屋内 50m 水泳場整備にあたっては、住民に対する十分な説明を行うこと。
- 5、上尾水上公園のスポーツ科学拠点について
 - ① 地元市町との調整をはかり、周辺地域の賑わい創設に向けた事業として進めること。
 - ② 年間使用できる屋内市民用 25m プールの整備を行うこと。スケボーパークなど地元市町からの要望に応えた施設を整備すること。
- 7、「憲法をくらしに生かそう」の垂れ幕と県主催の憲法記念行事を復活するとともに、埼玉県発行の「日本国憲法」の冊子を広く県民に普及すること。
- 8、香害など化学物質過敏症で苦しむ方たちへ医療支援の確立とあわせ、原因物質解明・メーカーへの規制強化を国に求めること。県としてもポスター掲示等による啓発を進めること。県職員が柔軟剤等、香害となるものの使用を控えるよう促すこと。

【危機管理防災部関係】

コロナ感染拡大により、2020 年度と 2021 年の新入職員の消防初任教育研修が中止となった。必要な職員が受けられるよう県消防学校として改善をすすめること。

【環境部関係】

- 1、太陽光発電施設の適正な設置を進めるための法整備を国に求めるとともに県としても条例を制定すること。
- 2、プラスチックの削減について
 - ① 事業者及び県民への啓発をさらに行うこと。
 - ② 行政・事業者・消費者の取り組みが進展しているが、自治体の費用が増大するため、全国の自治体の中には分別収集を取りやめ可燃ごみに戻すところがある。時代に逆行することがないよう、県内自治体の動向を把握し、国からの財政支援を要望すること。
- 3、秩父市田村での違法土砂たい積では、2020 年 6 月に土砂崩落が発生し甚大な被害となった。今後も崩落の危険が残り、住民の不安解消が急がれる。原

状回復に引き続き全力をつくすこと。

【福祉部関係】

1、生活困窮者への支援を

- ① 中学生・高校生はもちろん、小学生のジュニアアスポートをさらに全県で拡充すること、とくに県の所管である町村部でジュニアアスポートを先行して拡充すること。
- ② 自宅にエアコン等のない65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者、要介護度4以上の方がいる世帯、就学前の子どもがいる世帯、生活保護世帯にエアコン等冷房機器購入のための制度を創設すること。また低所得者世帯（年収250万以下世帯）に電気代の補助を行うこと。
- ③ 生活保護利用者の転居は原則「移管」として取り扱い、保護が断たれることのないよう徹底すること。移管先福祉事務所による不適切な拒否事例が起こらないようにすること。
- ④ 高齢世帯、高齢単身世帯などは、民間賃貸住宅であっても契約できないケースが相次ぎ、命にかかわる事態になっている。解決に向けた対策を講じること。
- ⑤ フードバンク団体が行っている食料品等の受け渡し実務、とくに一時保管と輸配送に掛かる費用の支援を検討すること。
- ⑥ 無料低額診療について、生活困窮者や県内在住の外国人などへの周知を強めるとともに、医療事業者の負担となっている費用について、財政支援を行うよう国に要望すること。

2、保育所の拡充のために

- ① 保育所の質向上のためにも早急に職員給与を引き上げ処遇改善をはかること。国に対して公定価格の引き上げを求めるとともに、改善までの間、県が単独で処遇改善を行うこと。
- ② 1歳児担当保育士雇用費は堅持すること。
- ③ 障害児保育対策補助を増額すること。
- ④ 公立保育園の統廃合や民間委託については地域住民の意見をよく聞き、尊重するよう市町村を指導すること。

3、放課後児童クラブの拡充のために

- ① 待機児童ゼロ、大規模クラブ解消のために、引き続きクラブを建設し、分割を進めること。

- ② 「有資格の指導員の複数配置」という国の基準が「従うべき基準」から「参酌基準」と改悪された。国にもとに戻すよう要望するとともに、市町村に対して現在の基準を維持し、さらに改善するよう指導すること。
- ③ 国の指導員の「処遇改善事業」が市町村で十分に活用されていない。県として積極的な活用を働きかけること。
- ④ 「安心・元気！保育サービス支援事業費補助交付金」「放課後児童健全育成事業費補助」の加配分の補助要綱を見直し、中核市も対象にすること。
- ⑤ 資材の高騰により施設開設等の準備が予定通り進んでいない。開設をあきらめる動きも生まれている。建設費補助増額や資材の優先調達のための施策を行うこと。

4、障害者、高齢者施設について

- ① 全ての障害者、高齢者施設職員の給料を上げるための施策を実施すること。また国に要望すること。
- ② 障害者入所施設について約 1600 人の待機者解消のために整備計画を作成し整備すること。入所施設整備について障害者団体や法人との協議検討の場をもうけること。グループホームを拡充すること。
- ③ 資材の高騰により施設開設等の準備が予定通り進んでいない。開設をあきらめる動きも生まれている。建設費補助や資材の優先調達のための施策を行うこと。
- ④ 国の求めに応じて決めた障害者入所施設利用削減目標を撤回すること。
- ⑤ 重症心身障害児(者)及び医療的ケア児について、入所施設・通所施設・訪問系サービスすべてにおいて、受け入れを広げること。
- ⑥ 富士見市・ふじみ野市・三芳町で実施している訪問看護師が学校に付き添う制度がひろがるように、各自治体へ財政的支援をおこなうこと。
- ⑦ 医療的ケア児の実数や症状を市町村と協力して定期的に把握すること。
- ⑧ 医療的ケア児の入院中の見守りを家族以外のヘルパーが行えるよう国に要望すること。
- ⑨ 医療的ケア児への就学支援、日常生活用具への補助拡大とレスパイトケア施設等の看護師や人件費補助の拡大。
- ⑩ 障がい児者の補装具の申請、更新について 県リハビリテーションセンターの出張回数を増やしてほしい。また国立リハビリテーションセンターで実施出来るよう県職員の増員を図ること。
- ⑪ 県総合リハビリテーションセンターは独法化しないこと。また医師確保に努めること。

5、医師が補聴器の使用が必要と認定した加齢性難聴者に対し、補聴器購入の助成制度を創設すること。

6、児童虐待対策について

- ① 児童相談所を増設すること。特に 20 万都市春日部市に児童相談所を設置すること。一時保護所の増設を図り（川越児相など）人権に配慮し質の向上を図ること。
- ② 児童福祉司などの欠員を早期に補充すること。児童福祉司の手当増額で処遇を改善すること。
- ③ 通報から 48 時間以内の児童安否確認の民間委託を中止し、職員自身で行うこと。
- ④ 子どもを虐待から守るため、児童家庭支援センターの増設すること。
- ⑤ 子どもアドボケイトの養成と派遣を行うこと。
- ⑥ 支援対象児童等見守り強化事業を全県にひろげること。

7、外国人医療費について

在留難民申請中であり仮放免中の外国人の医療費自己負担軽減を実施すること。

【保健医療部関係】

1、医師不足解消のために

- ① 県立循環器呼吸器病センターを付属病院とする、県立大学に医学部を創設できるよう、国に医学部定員増を求めること。
- ② 県立病院機構や順天堂大学から県内の医師不足に悩む医療機関へ積極的に医師派遣を行うこと。
- ③ 医師確保のために医学生奨学金の対象人数を拡充すると同時に、臨床研修医と後期研修医の研修資金貸与制度拡充を行うこと。

2、医療体制整備のために

- ① 公立・公的医療機関等の再編統合計画は撤回するよう国に求めること。
- ② 児玉郡の各自治体には公立医療機関がない。2 次診療や救急は群馬県頼みとなっている。この地域に総合的な県立病院建設を検討すること。
- ③ 県立循環器呼吸器病センターの医師確保をすすめ、定員を充足したうえで救急受け入れを増やし、総合病院をめざすこと。
- ④ 春日部市立医療センターを「地域周産期母子医療センター」として認定すること。

3、乳幼児・ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度等について

- ① 乳幼児医療費助成制度の対象年齢を高校卒業前まで、拡大すること。
- ② 重度心身障害者医療費助成制度について、対象を精神障害手帳２級まで拡大すること。所得制限を撤廃すること。
- ③ ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度についても現物給付とすること。

４、外国人未払い医療費対策事業について

- ① 補助対象を外来診療にも広げること。
- ② 外国人未払医療費について、医療機関の未収金回収への支援とあわせ、補助要件を緩和すること。補助金の算定基準を見直し、拡充すること。

５、高次脳機能障害者の支援のために

高次脳機能障害者の願いは「身近で診断・対応してくれる医療機関」がより多くほしいということ。そのために、保健医療部の取り組みは重要である。

- ① 福祉部と連携するためにも、保健医療部としても、高次脳機能障害に対応する体制を確立するべき。
- ② 地域保健医療計画の「多様な精神疾患等」の一覧表に位置づけること。
- ③ 医療圏域ごとに高次脳機能障害の協議会や連絡調整会議を設置すること。

６、国民健康保険について

- ① 国保への国費１兆円の投入で、均等割を廃止するよう国に求めること。
- ② 県第２期国保運営方針の「令和８年度までの保険税水準の統一」を撤回すること。
- ③ 国保法４４条一部負担金減免、７７条国保税減免の拡充と周知を行うこと。
- ④ 一般会計繰り入れ解消を市町村に押し付けないこと。
- ⑤ 特定健診・特定保健指導への取り組みに対する国保組合への補助金を増額すること。

７、後期高齢者医療制度について

窓口負担の２倍化引き上げが行われたが、受診控えを生じさせないため、助成制度を創設すること。国に制度の改善を求めること。保険料の抑制のために県後期高齢者医療財政安定化基金を活用すること。

【産業労働部関係】

- １、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の中止を国に強く求めること。
- ２、埼玉県の９９％を占める中小企業を支援するため、「埼玉県中小企業振興条例」の具体化を図ること。

- 3、制度融資の「責任共有制度」の廃止を国に求めるとともに、滞納や高齢を理由とした貸し渋りを防止するよう金融機関に対する県の指導を強めること。
- 4、県として住宅・店舗リフォーム助成制度を創設すること。

【農林部関係】

- 1、原油価格・物価高騰・粗飼料高騰等の影響緩和のための緊急措置は継続すること。そのための財源措置を国へ求めること。
- 2、米価暴落対策を国に求めるとともに県としても来年度作付けにむけた種苗代の補助を行うこと。また販路拡大、飼料用米への転換などの対策を行うこと。
- 3、農家への所得補償、価格補償を行うよう国に求めること。
- 4、農業者の収入保険加入者への補助制度の創設を行うこと。
- 5、今年6月の降ひょう被害を受けた農家への支援を行った市町へのさらなる支援を行うこと。
- 6、防ひょうネットの補助率を引き上げること。
- 7、農林試験研究機関職員の増と農業普及支援員を増やすこと。
- 8、家族農業・自給的農業への支援策を進めること。
- 9、豚熱、鳥インフルエンザの感染予防体制の確立のための予算を増額すること。
- 10、公共施設や民間施設での県産木材の活用を基本計画段階から推進できるよう努めること。林業への更なる支援を図るとともに県産材の流通改善を図ること。
- 11、都市農業地域では重い税負担が農家の最大の問題である。負担軽減を国へ強く働きかけること。
- 12、見沼田圃における農業振興では、乱開発を規制しつつ、観光農園、市民農園、福祉農園など、多様な農業の振興を図る。農業用道路、排水設備等、農業地としてのインフラ整備を図ること。
- 13、太陽光発電施設開発を規制するために林地開発許可基準は見直すこと。
- 14、ナラ枯れ対策の森林病虫害等防除事業について。補助額の増と公有地への拡大、「民有地で永続的に樹林地であることを担保されていること」などの要件を緩和するよう国に求めること。
- 15、三富新田の保全に関し、今後も里山としての三富新田を維持できるような農業支援策や更なる平地林、景観の保全策を行うこと。

【都市整備部関係】

- 1、県営住宅について

- ① 県営住宅建設 5 か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など、都市部での公営住宅の建設や建て替え増築、借り上げによる増設を重点的に進めること。
- ② 上尾シラコバト団地など建て替え時に、戸数削減を行わないこと。住民の転居・仮住まいに丁寧に対応すること。
- ③ 高齢者用・単身用県営住宅を増やし、エレベーターを設置すること。
- ④ 県営住宅の空室はできるだけ早急にリフォームして次の入居者を公募すること。リフォーム後に入居する世帯が安心して生活できるよう、給湯器、風呂、換気扇、インターホン、網戸、ガス台など生活する上で最低限の付帯設備を据えつけること。また建物の外壁やドア、手すりの塗り替えを計画的に進めること。
- ⑤ 高齢者が多く居住し、また現役世代も忙しい中で、団地敷地内の草刈りが住民の重い負担となっている。定期的な草刈りを県の責任で実施すること。
- ⑥ 若い世代に魅力ある県営団地となるよう、研究をし、若い世代の入居者を増やすこと。
- ⑦ 親から子への入居承継は、障害者や高齢者の場合認められるが、病気・失業など要件を緩和すること。
- ⑧ 期限付き入居制度について、期限中に 60 才を超える場合は、期限なく入居を認めること。
- ⑨ 県営住宅への入居の際、保証人は不要となったが、連絡先の印鑑証明も不要とすること。

【企業局関係】

- 1、県水道用水の供給あたっては、受水団体の要望をよく聞くこと。
- 2、第 5 次企業局経営 5 か年計画の 20 %料金を引き上げるシミュレーションについて。水はライフラインであり、必要な予算を県から繰り入れる、または国に対して負担を求めるなど、水道料金引き上げは行わないこと。
- 3、水道施設管理運営の民間委託について 民間委託は極力減らし、若い技術者への技術継承をはかること。
- 4、川越増形地区産業団地の稼働に伴い、従業員バス・通勤車両含め経済活動にかかわる通過交通による周辺地域に与える影響を明らかにすること。

【下水道局】

- 1、下水道の合流式を進めてきたのは国と県である。市町村が分流式に転換するための財政的支援を行うこと。

2、流域下水道維持管理負担金の引き上げは行わないこと。

【教育委員会関係】

1、教員の体制について

- ① 未配置・未補充状況を毎月調査し公表すること。
- ② 未配置・未補充をなくすために、新規採用者を抜本的に拡充すること。
- ③ 産休予定者および育児・介護休暇取得者が休暇に入る月初めには、「先読み加配」として代替者を措置すること。
- ④ 産休者、病休者、育児、介護休暇取得者の代替者を措置できない場合には、県及び市町村教育委員会の指導主事を代替者として配置すること。県教育事務所などに代替者を一定数プールすること。
- ⑤ 定数内の臨時的任用教職員を本採用教職員に切り替えていくこと。同一校継続など臨任教員にも正規教員と同様に認めること。

2、国に先がけて小学校の少人数学級を進めるとともに、中学校2年、3年にも少人数学級を導入すること。高等学校に少人数学級を導入すること。

3、県立高校統廃合はいったん立ち止まり議論を行うこと。特に秩父高校と皆野高校統廃合については地元の意見に耳を傾け、白紙に戻すこと。

4、県「学力・学習状況調査」は廃止すること。

5、高校における演劇鑑賞教室への支援強化を行うこと。

6、子どもたちや保護者を心身ともに支えるため、小中高すべての学校に養護教諭を複数配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも一人ずつ配置すること。

7、不登校対策について

- ① 不登校特例校は、東西南北など複数設置すること。どのような施設を作るのかは、モデル事業を複数行う・全国の例を研究する等丁寧に検討すること。
- ② 不登校生徒支援教室「いっぽ」は、学校復帰率や進学率、登校率など数値目標を設定せず、生徒の意向を尊重して運営すること。
- ③、市町村の不登校児童・生徒の居場所づくりを進めること。全国の優れた事例を研究し、広げること。

8、施設・設備について

- ① 県立学校の普通教室、体育館、特別教室、給食室、厨房に空調を設置すること。特に夜間定時制高校の給食室の空調設置を急ぐこと。設置・維持管理・電気料金の父母負担をなくすこと。

- ② 子どもの安全を守るため、老朽化した校舎や体育館・プール・グラウンドなどの改修・補強・耐震化、雨漏り対策、トイレの改修等を早急にすすめること。各学校からの要望をていねいに聞き、緊急性の高いところから順次進めること。
- ③ 小中学校の洋室トイレ設置促進のために市町村に助成すること。
- ④ 1人1台のタブレット使用は学校の教育課程編成として全面的に現場にゆだねること。状況調査などは行わないこと。

9、特別支援学校にかかわって

- ① 設置基準に適合してない状況の解消のため、また知的不自由はもとより、肢体不自由の特別支援学校の教室不足・過密解消のため計画的に学校建設を進めること。
- ② 川口に肢体不自由の特別支援学校を市と協力して設置すること。
- ③ 特別支援学校のスクールバスの密を解消し、乗車時間を短縮するためにスクールバスの増便をはかること。医療的ケア児のスクールバス利用が広がるよう、バスへの看護師の同乗をすすめること。
- ④ バス乗り場に屋根を備えること。
- ⑤ 医療的ケア児に対し、保護者が授業中付き添わなくてすむようにすること。そのために看護教員等の増員を行うこと。
- ⑥ 学校における訪問看護師の代理人の付き添いの手続きを迅速に行うこと。
- ⑦ 長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。

10、学校給食について

- ① 給食食材には埼玉県産食材を使うこと。地産地消につとめること。
- ② 輸入小麦で作られたパンから発がん性の疑いのある除草剤グリホサートが検出された。学校給食には出さないこと。

11、高校における教育費及び就学支援に関して

「入学料・授業料減免制度」「奨学のための給付金制度」などについて、生徒・保護者・教職員に周知し、必要な生徒が漏れなく制度を利用できるようにすること。

12、歯科医師会から学校でのフッ化物洗口のうがい推奨が行われている。原料であるフッ化ナトリウムは劇薬に指定されている薬物であり、フッ化物洗口の危険性の指摘もある。歯科医師会に強要しないように申し入れること。

13、公立夜間中学について

- ① 生徒の個別の事情に柔軟に対応できる教育となるよう予算を確保し教員を増やすこと。
- ② 他の市町村にも設置すること。特にさいたま市の設置を検討すること。
- ③ 各市町村との調整に県が責任を果たすこと。自主夜間中学や先進自治体など長年の経験を活かすこと。夜間中学の周知や希望する全ての人々への広報など県として支援すること。

14、ヤングケアラー支援を他の部署とも連携して行うこと。

【県警本部関係】

1、交通事故防止のためにも、横断歩道の補修、信号機の設置予算を大幅に増やすこと。

- ① 市道仁志町領家町線の西川口地区の信号設置など安全対策を進めること。
(川口)
 - ② 県道 376 号三郷松伏線三郷橋の郵便局付近に信号機の設置を。(三郷)
 - ③ 三郷中央駅付近の中央通りの交差点に右折専用信号機の設置を。(三郷)
 - ④ 新三郷駅周辺の市道 1039 号半田彦成跨線道路橋と市道 0110 号武蔵野線北通りに押しボタン式信号機の設置を。(三郷)
 - ⑤ 県道 56 号線ふじみ野市緑ヶ丘 1 丁目、くら寿司のある交差点に歩行者信号の設置を。(ふじみ野)
 - ⑥ 川口市視力障害者福祉協会からの要望の音声信号設置を進めること。(川口)
 - ⑦ 仮称川口北警察署建設(2024年度～)に向けて近隣住民に対し、住民説明はもとより、騒音対策、交通安全対策等を行うこと。(川口)
 - ⑧ 社会福祉法人すみれ保育園近くの深谷市宿根 633-10 地先市道幹 8 号線と市道幹 9 号線の交差する交差点内に、横断歩道の設置を。(深谷)
- #### 2、ゾーン 30 やゾーン 30 プラスをさらに増やすこと。
- #### 3、交番の数は増やさないという方針を撤回し、蕨市民公園など要望のある場所に積極的に交番を設置すること。交番の増設のためにも警察官増員を国に要望すること。

【県土整備部関係】

1、建設職人確保について

- ① 月給制ではなく、日給払いの場合、週休 2 日では、実質的な給与減少になっ

ている。公共工事の完全週休2日を実施するため、公共工事での土曜閉所分の割り増し賃金補てんや労務単価の上乗せ補てんを行うこと。モデル現場などの週休2日制の現場を広げること。

- ② CCUS（建設キャリアアップシステム）を活用した魅力ある建設産業にしていくため、県の多くの公共事業でモデル工事をおこなうこと。町場や小規模現場での普及を広げるための、カードリーダーや、システム（アプリ等）の費用保障制度を作ること。

2、県道の整備について

- ① 歩道の整備等を進めること。
- ② 県道の草刈り予算を増額し、草刈りの回数を増やすこと。
- ③ 県道の冠水対策として貯留池をつくるなど改善策をすすめること。排水路や用水路の浚渫をすすめること。
- ④ 三芳SI（スマートインターチェンジ）の大型車通行について、周辺の県道整備を急ぐこと。周辺の安全環境が整備されるまでは、大型車通行は認めないこと。

3、県管理河川について

- ① 土手上の道路の除草を環境に配慮しつつ行うこと。またその回数を増やすこと。
- ② 水害を防ぐため、河川整備とともに、頻繁に浚渫し、ゴミ・ヘドロの撤去すること。

<県土整備部にかかわる市町村から要望事項>

さいたま市

- ・芝川、古墨田川の河川整備をさらに進めること

熊谷市

- ・江南北小学校交差点から東に向かう県道81号線（熊谷寄居線）の草刈りと整備を行うこと。

蓮田市

- ・蓮田駅北東側を通る県道311号線の踏切に歩道の設置を。

八潮市

- ・中川の八条橋（中川）の架け替え工事を早期に着工すること。

- ・ 県道 102 号（東京平方線）の境橋（葛西用水）を拡幅し歩道部分の確保をすること。
- ・ 大場川の親水公園の早期着工を。

春日部市

- ・ 県道 321 号線（西金野井春日部線）の中川にかかる新川橋の早期架け替えを。

深谷市

- ・ 深谷新戒地内の県道 4 5 号本庄妻沼線の拡幅を行うこと。
- ・ 県道 62 号深谷寄居線の深谷駅近くの寄居街道第 4 踏切の歩道の整備の促進すること。

上尾市

- ・ 鴨川のゆるぎ橋から中橋の鴨川側道の整備を

ふじみ野市

- ・ 新河岸川の洪水対策として、大規模調整池を増設すること。
- ・ 県道 56 号さいたまふじみ野所沢線のくら寿司埼玉大井店の交差点改良と歩道の整備。

川口市

- ・ 芝川（旧芝川）・ 塙川・ 緑川・ 綾瀬川のへドロ対策・ 水質浄化などで、緑化・ 親水事業の促進を図ること。
- ・ 川口市が管理する江川・ 前野宿川・ 辰井川は貯水池を設置し、水害・ 治水対策を進めてきたところであるが、埼玉県が管理する毛長川に合流することから市と連携をはかり、県としてさらに河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組むこと。
- ・ 県道越谷川口線の赤山周辺地域（SR 新井宿駅～首都高速川口線下赤山交差点まで）の歩道拡幅を進めること。
- ・ 県道越谷川口線の桜町小学校前歩道の高低差が激しいので改善をすること。
- ・ 県道さいたま鳩ヶ谷線、石神 1 1 9 4 以降戸塚地域方面にかけて近隣小学校への通学路について歩道の整備をすすめること。
- ・ 安行地域の県道金明町鳩ヶ谷線の歩道の確保及び整備に努めること。
- ・ 国道 1 2 2 号を含む本町ロータリーの改修工事について住民への説明と合意形成に努めるとともに交通安全対策を進めること。

蕨市

- ・緑川の拡幅整備を進め、内水対策を強める。定期的に清掃する。河川脇の柵は見通しが良いものに一部改善が行われたが、全域での改善をする。

越谷市

- ・各県道（足立越谷線、八潮越谷線、越谷吉川線、他）の歩道への照明設置を行うこと。
- ・元荒川にかかる神明橋の架け替えを行うこと。

三郷市

- ・大場川にかかる小谷堀橋梁の架け替えを早期に実施すること。また架け替えができるまでは安全対策を徹底すること。

所沢市

- ・航空管制部前交差点の信号を歩車分離にすること。
- ・県道 126 号線の歩道の照明を増設すること。
- ・所沢市緑町 3 丁目交差点から榎木町交差点までの行政道路の、緑町側に街灯の設置をすること。
- ・小手指 5 丁目 1 6 - 5（社会福祉法人みのり会北野保育園）側の東川の浚渫を行うこと。

川越市

- ・北環状線道路整備において、マウンドアップとなっている歩道をバリアフリー化すること。

鳩山町

- ・県道玉川坂戸線 赤沼地区 鳩山保健センターの前の側溝をコンクリート製とすること。
- ・岩殿岩井線 赤沼地区
 - ① 亀甲橋から重郎橋の間の法面工事を急ぐこと。
 - ② 山村学園の付近 3 カ所 土砂崩れ対策工事を急ぐこと。
- ・休山寺前の越辺川の霞堤（信玄堤）の復活を。